

寒川町水路に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 14 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第25号

寒川町水路に関する条例の一部を改正する条例

寒川町水路に関する条例(昭和47年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表に定める」を削り、同条第4項を削り、同条第6項の前に次の1項を加える。

- 5 占用料の額を算出する基礎となる占有面積、表示面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、第4条の規定により許可をした占有の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第5項を同条第6項とする。

別表中「650円」を「640円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町水路に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占有に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占有に係る占用料については、なお従前の例による。